

世帯と人口  
9月1日現在

人口	299,427 (-2,945)
男	148,372 (-1,730)
女	151,055 (-1,215)
世帯数	131,886 (-2,310)

(住民基本台帳による)

# としま

発行 東京都豊島区 豊島区東池袋 1-18-1 ☎ [981] 1111 〒170 編集 企画部広報課

広聴電話



この電話は夜間・休日でも  
利用できます。

国勢調査調査票  
昭和50年10月1日 総務府統計局

1 氏名及び男女の別  
2 世帯主との続柄  
3 出生の年月  
4 配偶者の有無  
5 国籍  
6 9月24日から30日までの1週間  
に仕事をしましたか  
7 従業地又は通学地  
8 従業上の地位  
9 勤め先・業主などの事業の種類  
10 本人の仕事の種類

(1) 世帯人員  
(2) 住居の種類

—国勢調査票の見本—



## 国と郷土を みなおす日

### 調査することから

〔世帯員について〕

- 1) 氏名
- 2) 男女の別
- 3) 世帯主との続柄
- 4) 出生の年月
- 5) 配偶者の有無
- 6) 国籍
- 7) 仕事をしたかどうかの別
- 8) 従業地又は通学地
- 9) 従業上の地位
- 10) 勤め先・業主などの事業の種類
- 11) 本人の仕事の種類

〔世帯について〕

- 12) 世帯の種類
- 13) 世帯人員
- 14) 住居の種類
- 15) 居住室数
- 16) 居住室の畳数

ことしの10月1日、全国いっせいに国勢調査が実施されます。この調査は、国内に住んでいるすべての人を対象として、ひとりひとりもれなく調査する最も基本的な統計調査で、五年ごとに全国はもちろん、都道府県や区市町村の人口の大きさや、男女、年齢、職業などの構成を正確に明らかにし、国のしごと、都道府県や区市町村の行政の基本となる資料を得るために行われるものです。

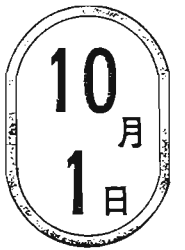
### 調査の方法は

区では、すでに国勢調査実施本部を設けて、区民のみなさんの中から選ばれた二千六百八十名の調査員が調査にあたります。調査員の方は、9月24日から30日までの間に、受持ち調査区の各世帯に「調査票」とその「記入例」をお配りいたしますので、記入例や注意事項をよくお読みになつて下さい。

調査票の記入は、10月1日午前零時現在で記入しますが、仕事をしていたかどうかについては、9月24日から30日までの一週間の事実について、記入することになっています。

調査票の記入は必ず黒のエンピツ(HB)で記入してください。インキやボールペンは、黒でも絶対に使用しないでください。スナンスから集められた調査票は、そのまま機械にかけて集計しますので、汚したり、折ったり、丸めたりしないようにしてください。10

### 全国いっせいに実施!



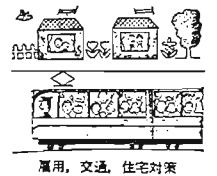
### 国勢調査

### 結果の利用

国勢調査の結果は、いろいろな分野で、非常に広範囲に利用されています。例えば、次のような利用があります。



調査の結果のうち、市区町村別人口の速報は本年12月に、各調査事項の主要な結果速報は来年3月までに、確定的な結果は来年秋ごろから順次公表されます。



地方公共団体の財政需要額算定



### ●秘密は固く守られます

調査票に記入されたことは統計をつくることにのみ使われ、その他の目的に使われることは、絶対ありません。安心して記入してください。

### ●今回の調査のねらい

国勢調査は、全国・都道府県・区市町村の人口や世帯数、年齢別などの人口構成、核家族やその他の世帯の構成を明らかにして、国はもちろん、都道府県や区市町村の地域社会に直結する行政に、役立つ基本的資料を得るために行われるものです。

### ●国勢調査に協力ください

9月24日から30日までの間に調査員が各世帯を訪問して、調査票の記入を依頼しますので、調査の趣旨をおくみとりのおうえん、ご協力くださるようお願いいたします。◎わくわくは、統計調査係へ。

### ●調査結果はこのように利用されます

国勢調査の結果は、いろいろな分野で、非常に広範囲に利用されています。そのうち、おもなものは右図のとおりです。なお、調査結果のうち「人口速報」は本年12月に、また、男女別・年齢・産業など主要な結果速報は、来年3月までに公表されることになっております。

### ●調査結果はこのように利用されます

最近、過密・過疎問題、人口老化や核家族化に伴う社会福祉対策などが議論されており、人口や世帯に関するきめ細かい統計の必要性が高まっています。このため、今回の調査では、調査結果の早期利用や世帯統計の充実を図ることとしています。

# 児童手当など 一部改正!

10月1日から

**支給要件の緩和**  
 ①児童の国籍要件の撤廃  
 児童扶養手当・特別児童扶養手当にあっては、児童の国籍要件が撤廃になり、支給対象の児童については、日本国籍の有無を問いません。  
 ただし、受給者である父母または養育者は、従来どおり日本国民であることが必要です。  
 ②障害の範囲拡大  
 特別児童扶養手当は、重度(国民年金法別表1級程度)の障害児に支給されておりましたが、障害の範囲が拡大され中度(国民年金法別表2級程度)の障害児にも支給されることになりました。  
 今回新しく該当される方は、10月31日までに申請されますと、10月分の手当から支給されます。

**特別福祉手当の廃止**  
 10月から新しく福祉手当制度が実施されますので、これに移し替えるため、9月で廃止になります。9月分の手当額については、9月期の支払いにあわせて支給されます。くわしくは児童給付係(内線27710)へどうぞ。

## ■手当額の引上げ内容

内容は、下表のとおり変わりました。

10月1日から児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の一部が改正になります。

## 在宅重度障害者の方に…… 福祉手当が贈られます

10月から、重度の障害があるため、常時介護を必要とする方は福祉手当が受けられます。  
 この手当は、特別児童扶養手当等に関する法律が改正され、新しく設けられたものです。  
 ◎この手当を受けられる方は  
 ★日本国民であること  
 ★社会福祉施設(通所施設を除く)などに入所していないこと。  
 ★各種障害年金(障害福祉年金を除く)などを受けていないこと。  
 ★障害の程度が次の一つに該当していること。

- ① 両眼の視力の和が〇・〇二以下の方(身障手帳1級)と視の一部の方(身障手帳2級)
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の方(身障手帳2級)
- ③ 両上肢の機能に著しい障害のある方(身障手帳1級)
- ④ 両上肢のすべての指を欠く方(身障手帳2級)
- ⑤ 両下肢の機能を全く失ったもの(身障手帳1級)
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失った方(身障手帳2級)
- ⑦ 体幹の機能に、座っていること

## 児童手当など 改正額一覧表

区分	現行	改正後
児童手当 児童1人につき	4,000円	5,000円
児童育成手当 児童1人につき	3,000 "	3,500 "
障害手当 児童1人につき	5,000 "	5,500 "
特別手当 児童1人につき	4,000 "	5,000 "
児童扶養手当		
児童1人の場合	9,800 "	15,600 "
児童2人の場合	10,600 "	16,400 "
児童3人の場合	11,000 "	16,800 "
児童4人の場合	11,400 "	17,200 "
特別児童扶養手当		
重度障害児1人	11,300 "	18,000 "
中度障害児1人	—	12,000 "

## 無料パスの書きかえを

### 〓都電・都バス・都営地下鉄〓

都電・都バス・都営地下鉄の無料パス(有効期間が昭和50年9月30日までのもの)の書きかえは、9月25日から始めています。  
 ◎対象者①身体障害者：1~6級 ②精神障害者：1~4度 ③戦傷病者：特別項症・第6項症  
 ができない程度の障害のある方(身障手帳1級)

④原爆被爆者：認定患者と被爆者健康管理手当受給者 ⑤母子福祉年金受給世帯：世帯員のうち一人の児童扶養手当受給世帯：世帯員のうち一人 ⑥被救済者：養護施設・虚弱児施設・救護院に収容されている人 ⑦生活保護世帯：世帯員のうち一人 ⑧住民登録簿に障害者として登録されている世帯員のうち一人 ⑨住民登録簿に障害者として登録されている世帯員のうち一人 ⑩申請方法：旧券を持参の上新券と交換します。⑪⑦までの方は写真(タテ4×ヨコ3)一枚と印鑑および、それぞれの状態が確認できる手帳や証明書など。⑫の方は「写真と印鑑を持参のうえ区福祉事務所へ」。⑬の方は「住民登録簿・本人と親の住民登録簿証明、在学証明、印鑑を持参のうえ交通

## 福祉手当の所得制限

所得制限額表 (単位：円)

区分	障害者本人	扶養者等
0人	600,000	1,632,500
1人	762,500	1,852,500
2人	932,500	2,072,500
3人	1,202,500	2,292,500
4人	1,422,500	2,512,500
5人	1,642,500	2,732,500

⑭実施は昭和50年10月1日から  
 ◎手続きは「福祉課福祉係の窓口」へ所定の申請書、所得状況届に次の書類を添えて申請してください。  
 ⑮戸籍の謄本または抄本  
 ⑯前年の所得状況を証する書類  
 (当区内で申告された方は必要ありません)  
 ◎医師の診断書または「身体障害者手帳」「愛の手帳」  
 ◎問い合わせは「福祉係(内線2623)までどうぞ。

## 手話相談コーナー

区では、4月から福祉事務所に手話通訳者を配置して、相談コーナーを開設しております。  
 〓あつと関係職員との意思の疎通をはかり、相談事務の円滑化

## バス旅行で 楽しい一日を

ひとりぐらしのおとしよりに

「ひとりぐらし」のおとしよりに一日でも楽しくすごしていただくよう、区では、春と秋に一泊バス旅行を計画しております。  
 次に該当する方は、ぜひお申込みください。なお、定員がなくなり次第で、先着順で受け付けます。  
 ☆旅行先：熱海市茶室「豊島荘」  
 ☆定員：1回につき32名。  
 ☆対象者：豊島区内在住、65才以上の健康なひとり暮らし老人。  
 ☆実施日：第1回 10月15日16日 第2回 10月23日24日。  
 ☆申込み：所定の申込用紙に内容記入のうえ、9月26日から老人福祉課にご自身ご提出してください。(代理人、郵送、電話による申込みは受け付けません)  
 ☆受付の決定：調査のうえ、後日通知いたします。お問い合わせは老人福祉課(内線2631)まで。  
 ◎当日は看護婦さんが付添います。

局営業所へおいでください。  
 ◎くわしくは「東福祉事務所(962511) 西福祉事務所(945531)までどうぞ。  
 ◎老人用敬老バスは、9月末日までに郵送いたします。

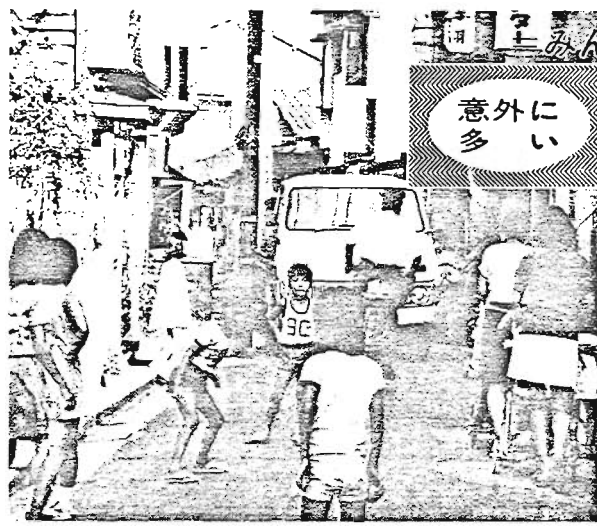
をより一層進めるため、関係者の皆さまのお気軽なご利用をおすすめいたします。  
 ◇相談日  
 ◎東福祉事務所 電話962511 毎月第1・第3月曜(午前)  
 ◎西福祉事務所 電話945531 毎月第2・第4火曜(午後)  
 水相談日が祝日の際は、翌日になります。くわしくは、各福祉事務所までおたずねください。

〓盲人用腕時計〓  
 豊島区内にお住まいになり、身体障害者(児)手帳をお持ちの視覚障害者(児)のうち、次の各号の一つに該当する方に、盲人用腕時計をお贈りいたします。  
 昭和50年度に  
 ①義務教育を終了する方。  
 ②技術習得の方。  
 ③成人式を迎える方。  
 ④結婚された方。  
 ◎その他、区長が給付を適当と認める方。

〓ミニマット〓  
 ①身体障害者手帳(3級)以上のの方。  
 ②愛の手帳(2度)以上の方で、失禁状態の著しい方(なお48年度にうけた方も申請できます)に、ミニマットをお贈りします。  
 〓背もたれ〓  
 豊島区内にお住まいになり、次の各号の一つに該当する方に、背もたれをお贈ります。  
 ①身体障害者手帳3級以上の方(下肢または体幹もしくは内部に係る障害者)  
 ②愛の手帳3度以上で、座位の安定保持が著しく困難な方。  
 くわしくは「福祉課福祉係(内線2623)までお問い合わせください。

# 交通安全運動実施中

## 意外に多



秋の交通安全運動が、9月22日から10月1日までの10日間、全国的に行われています。また、都内では、例年交通事故の多い10月11日から17日までの7日間を、今回特に「都民の安全と健康を守る特別交通安全週間」として、引き続き運動が展開されます。

交通事故は、45年頃から年々減少の傾向にありますが、49年中の対歩行者の事故、つまり歩行者事故の占める割合は、前年に比べ増えています。この歩行者事故は、子どもと老人に圧倒的が多く、子どもの場合は、飛び出し事故が60%以上も占めており、区道、いわゆる裏道では、約半数が歩行者事故という調査結果も出ています。

痛ましい交通事故を起さないよう、もう一度交通安全について考えてみましょう。

今回は、歩行者、特に子どもとお年寄り並びにからだの不自由な人の交通事故防止、V（自動車）利用者の交通事故防止、V（自動車）利用の自覚と経済速度による歩行者の歩行Vを重点目標に行われます。

■家庭においては、子どもに正しい交通ルールの手本を示し、特に同伴時には手をつなぐ習慣をつけ、幼児のひとり歩きをさせないよう注意しましょう。

■ドライバーのみならず、

- ▽飲酒運転、無謀運転、過速運転は絶対にやめましょう。
- ▽自動車のシートベルト、二輪車でのヘルメットは必ず着用しましょう。

■交通公害から住民の健康と生活を守るために、

- ▽マイカーによる通勤、通学、買物、レジャーを自覚しましょう。
- ▽社用車の持ち帰り使用を自覚しましょう。

▽運行計画を合理化し、車の走行締め切ります。

▽屋敷は区で用意します。

▽申込先 広報課広聴係(内線2141)

この機会を通して、参加者の方の率直な意見をおうかがいし、区政に反映させるようつとめております。

ぜひ皆さまのお力を合わせの上、お気軽に参加ください。

□見学の日時

第一回 10月8日(水)

第二回 10月9日(木)

各回とも午前9時30分から午後4時までです。

この機会を通して、参加者の方の率直な意見をおうかがいし、区政に反映させるようつとめております。

ぜひ皆さまのお力を合わせの上、お気軽に参加ください。

□見学の日時

第一回 10月8日(水)

第二回 10月9日(木)

各回とも午前9時30分から午後4時までです。

この機会を通して、参加者の方の率直な意見をおうかがいし、区政に反映させるようつとめております。

ぜひ皆さまのお力を合わせの上、お気軽に参加ください。

□見学の日時

第一回 10月8日(水)

第二回 10月9日(木)

各回とも午前9時30分から午後4時までです。



### あなたもどうぞ

募集人員と申込方法

各回とも20名

9月26日から、電話で先着順に受け付けます。(定員になり次第)

町図書貸出しセンター(要町児童館)要町児童館(要町児童館)要町児童館(要町児童館)

9月29日から15日間の予定で開かれます

区議会事務局 区役所内線3615・3616 直通は9311010

選挙結果等については、次回発行の区議会だよりでご報告いたします

### 生業資金をご利用ください

区では、所得が一定水準に達しない低所得世帯に、無担保、低利率で融資する生業資金の貸付けを行っています。

本年度第3回の貸付募集を次により実施しますので、ご利用ください。

▽貸付けの資格

これから事業を始めようとする方、あるいは現在事業を営んでいるが、他の金融機関から資金の融資を受けられない方で、次のすべてに該当する方です。

- ① 豊島区内に1年以上引き続き
- ② 居住していること。
- ③ 職業で生計をたてること。
- ④ 事業計画が具体的、かつ実際の、また、すでに事業を開始できること、または現に事業を営んでいること。
- ⑤ 昭和49年度の住民税を完納していること。ただし、法令により課税されなかった方は除く。
- ⑥ 東京都の23区内に、確実な保証人が一人あること。
- ⑦ 都または区から資金を借りた方は、その元金を返済していること。

▽返済期間

6か月の据置期間を含め、5年以内。

▽貸付けの利率

年利3.65パーセント。ただし、据置期間は無利子。

▽返済方法

元金均等月賦償還。

◎お申込み、お問い合わせは福祉課管理係(内線2621)まで。

### 事故防止の徹底に積極的なご協力を

本区では、関係機関と協力して次のような重点項目にもつき、事故防止の徹底を期し積極的に運動を進めますが、一層充実した運動にするため、区民の皆さんの積極的なご協力をお願いします。

- ◇生活道路網対策の推進
- ◇歩行者の安全確保と生活環境改善のため、スクールゾーン、買物道路等の設定および安全施設の整備充実を図ります。
- ◇事故多発地点等の点検
- ◇関係機関、団体等が一体となる

て、事故多発地点等の点検と必要な対策を行います。

- ◇自転車利用者の安全対策の推進
- ◇自転車通行の安全を確保するため、自転車歩道通行可等の交通規制、道路施設の整備を推進します。
- ◇交通安全教育の推進
- 子どもと母親、お年寄り、自転車利用者、運転者等を中心に安全教育の充実を図ります。
- ◇自動車利用の自覚と経済速度による歩行者の歩行
- 経済速度による歩行者の歩行および不急の自動車の使用自覚の普及に努めます。
- ◇指導取締りおよび広報活動の推進
- 歩行者の安全確保と交通公害防止のため、街頭における指導取締りを強化する。また、広報活動の効果的推進を図ります。

### 運転者講習会のお知らせ

月日(曜)	場所
9月25日(木)	大塚台小学校
"	池袋第三小学校
26日(金)	大明小学校
"	椎名町小学校
27日(土)	西巣鴨小学校
"	平和小学校
29日(月)	朝日小学校
10月1日(水)	高松小学校

時間・午後6:30～8:00

内容・映画と講習

※スリッパを持参ください。

### 児童館 だより

☆南大塚児童館 46-76665

▽9月29日(月) 交歓卓球大会出場選手の子連会(1時30分)

現在申込み受付中。夏休みの成果をみせましょう。10月4日(土)2時から「高田・南大塚児童館交歓卓球大会」みんなで応援してください。

☆高松児童館 91-7420

▽10月18日2時30分から「秋のピクニック大会(町内マラソン)リレー、紅白ドッジボール」

▽10月20日11時14分3時「若は芸術家(ジャンボモザイクづくり)▽毎週水曜日(リトルジャイアント)とあそぼう(トランポリンの日)▽毎週水曜日(本の日)

☆要町児童館 91-7397

▽9月27日(土)午後2時から「映画会」▽自転車事故を防ぐには「もしも」のおじさん

▽10月8日(水)午後2時から「すもも大会」▽10月の毎週水曜日「運動の日」実行委員(4年生以上)を募集し、委員さんに実施するものを決めてもらいます。毎週水曜日「トランポリンの日」午後2時～3時▽毎週水曜日(8日は除く)「本の日」

☆高田児童館 91-6600

▽9月27日(土)2時から「キャンプの思い出」楽しかったキャンプの思い出を8ミリでみてみよう。10月1日(水)「一日児童館長さん」小学5年生以上の館長さんを募集します。▽4日(土)「高田・南大塚児童館交歓卓球大会」選手と応援団を募集し、がんばろう。10月15日(水)2時から「すもも大会」優勝者へ優勝カップはだれの手になる。10月25日「パトロール週間」25日(土)「決戦大会」25日までがんばって練習しよう。

▽29日(水)2時から「ありんこ運動会」みんな身体をきたえて参加しよう。

☆西巣鴨児童館 91-2301

▽10月4日(土)3時から体育シリーズ「バレーボール」の2小学4年生以上、希望者は申し込んでください。講師の方が見えて指導してくれよう。10月18日(土)2時から「スポーツ大会」さわやかな秋に思いきり体を動かしましょう。10月22日(水)9時30分から「お母さんの時間」第4回)映画会を催します。10月25日(土)3時から「ハッピーバースデー」10月生れのお友達をお祝いします。

☆南長崎児童館 91-3042

▽10月1日10時から「野球大会」(椎名町小学校校庭)▽11日2時半から「マラソン大会」▽25日2時半から「すもも」うですもも大会「秋場所」こんどの横綱はだれだろう。水曜日の絵と工作の日には、指人形づくりをします。やってみたい劇の人形をつくってみよう。

☆池袋児童館 91-4992

▽10月10日(体育の日)森林公園(予定)ハイキング。3年生以上のお友達40名が参加できます。9月29日から募集、雨天の場合は中止。10月25日(土)2時から「すもも大会」秋場所。こんどの横綱はだれだろう。水曜日の絵と工作の日には、指人形づくりをします。やってみたい劇の人形をつくってみよう。

### 体育の日

10月10日は「体育の日」です。家族そろってスポーツ・レクリエーションに楽しみ、一日を過ごしてみませんか？  
 各種目ごとに指導員もおりますので、誰にでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。お待ちしています。種目はつきのとおりです。

行事名	会場	対象及び定員	時間	参加申込み
バスケットボール	豊島体育館	小学生100名 高校・一般100名	午前 午後	直接会場にて受付 入場無料
卓球	総合体育場	小学生一般 午前 50名 午後 50名		
少年野球	総合体育場 道南中学校	小学生・高学年(5・6年生) 低学年(1~4年生) 計30チーム		10月3日まで体育係にて受付 定員になり次第締切
軟式野球	総合体育場 (雨天中止)	中学生100名 高校・一般100名	午前 午後	直接会場にて受付 小学生(ユニフォーム持参)入場無料
テニス	総合体育場	小学生一般 午前 30名 午後 30名		
バドミントン	豊島体育館	小学生・家族30名 高校・一般30名	午前 午後	
バレーボール	道南中学校	小学生一般	午前	
水泳	豊島体育館 総合プール	親子・小学生100名 高校・一般100名	午前10:00~12:30 午後1:30~4:00	
家族ハイキング	山科コース	家族一般200名		10月3日まで体育係にて受付 定員になり次第締切

【問合せ】体育課 ☎981-1111 内線3485 主催 豊島区教育委員会

### 第2回豊島区スポーツ祭典

- ▽卓球大会の部
  - とき：10月5日(日)
  - ところ：豊島体育館
  - 種目：参加費：男女個人戦 30円 団体戦(部・二部) 千二百円
  - 締切り：9月30日
  - 申込み：問い合わせ：9月25日から青少年係(内線3462)にて受付します。

### 青年教室特別 教養講座開設

- テーマ：婦人問題「国婦婦人年」に思うこと(メキシコ報告)
- 講師：評論家 吉武輝子先生
- とき：10月17日(金) 午後6時半~8時半
- ところ：区民センター5階音楽室▽受講料：無料
- 対象：区内在住または在勤の青年男女(一般の方もどうぞ)
- 定員：150名(入場自由)
- 問い合わせ：青少年係(内線3463)

- ◇対象：子供会活動・少年団体活動をもととする人 ▽定員：50名
- ◇とき：10月11日(土)開講式(オリエンテーション)
- ◇ところ：青年館・その他
- ◇対象：子供会活動・少年団体活動をもととする人 ▽定員：50名

### 青少年団体指導者講習会

活気ある団体活動を——  
 ○日程：10月2日(日)レクリエーション▽9日(日)青少年心理(講義)▽16日(日)指導者の役割と集会の進め方(講義)▽23日(日)グループ活動のあり方(討議)▽30日(日)11月6日(日)研究協議(各日午後6時半~9時)

### 秋の区民文化講座

- 対象：区内在住または在勤の青年男女▽定員：40名▽受講料：無料▽講師：鈴木武夫先生
- 申込み：事業係(内線3465)にて受付しています。
- 申込み：事業係(内線3465)にて受付しています。
- 申込み：事業係(内線3465)にて受付しています。

科目	曜日	定員	回数	講師
心理学	10/17から	40名	5回	東洋大学社会学部 藤野 昭彦 教授
社交ダンス	10/8から	男女20名	10回	日本社交舞協会 藤野 昭彦 先生
写真技術	10/9から	30名	11回	東京写真立大学 藤野 昭彦 先生
民謡	10/7から	40名	8回	日本民謡連盟 田代 美代子 先生

### 10月1日から衣料品中のホルマリンが規制されます

乳幼児用衣料品(24カ月以内のもの)及び下着、くつした、寝衣、手袋、たび等のホルマリン含有量の基準が定められました。10月1日からは、この基準に合わない製品は販売されませんが、これらの衣料品等によると思われるヒア障害があった場合には、つきまでお申し出ください。

○東京都衛生局薬事衛生課 217-5111(内線2677) 217-5111(内線2677) 217-5111(内線2677)

### 保健所カレンダー

10月 午前9:00-10:10 午後1:00-2:30 (受付時間)

事業名	曜日	時間
一般成人健康相談	毎週月、水曜日(17日健康相談は休診)	6、13、20、27日 午前
乳幼児健康相談	7、14、21日(30年6月5日からの子)	7、14、21日 午後
3歳児健康相談	23日(17年9月生まれの子)	23日 午後
成人病相談	毎週木曜日	3、17、31日(子持者のみ)
アレルギー反応相談	7、14、21日(お子さんのみ)	22日 午後
母子健康相談		8、22日 午後
産婦健康相談	9、16、23日	9、16日 午後
乳癌に伴う母親の健康相談	9、16、23日	7、14日 午後
結核予防相談(BCC)	9、16、23日	24日 午後
3歳児心理相談	30日	23、30日 午後
3歳児健康相談	30日	23、30日 午後
精神衛生相談	毎週木曜日	午後
精神衛生相談	24日	3日 午後
児童学相談		3日 午後
育児学相談		24日 午後
母親学相談	3、17、24、31日(午後1:00-4:00)	8、15、22、29日 午後

### 保健所カレンダー

健康を守るために、つぎのとおり保健所を開きます。

- ◆池袋保健所(講堂)
  - 10月6日(月)・おはなし「なぞ運動が必要なのではいなか」
  - ・楽しい体操とゲーム
  - 10月8日(水)・おはなし「若さを保つ食生活」
  - 10月11日(水)・おはなし「千早社会教育会館 千早2・33」
  - 10月1日(水)・おはなし「10月1日(水)・おはなし」
  - 内容は池袋保健所と同じです。
  - ※第一日は、体育のできる服装でお出かけください。
  - 問い合わせ：栄養指導係まで 池袋保健所 ☎4171 池袋保健所 ☎4171 長崎保健所 ☎1191

### 老人健康診査実施中

明治33年4月1日以前に、生まれ上の方を対象に行っています。受診券がまだ届かない方は、お手数でもご連絡ください。

### 職員募集のお知らせ

職种および事務内容：事務職で国民健康保険等の診療報酬審査支払関係  
 ◆資格：高卒女子23歳迄の既婚者  
 ◆待遇：地方公務員に準ずる  
 ◆勤務地：新宿区四谷3-1-3  
 ◆受付：10月5日迄に履歴書(写真添付)を左記まで送付してください。選考日は過って通知します  
 ◆お問い合わせおよび履歴書送付の方は左記へ  
 〒114 新宿区四谷3-1-3 1  
 東京都国民健康保険団体連合会  
 総務課人事課 ☎2611

### 第2回狂犬病予防注射のお知らせ

下記のとおり実施しますので、最寄りの会場でうけてください。

手数料 注射 640円 済票60円 計 700円  
 4月以降未登録の方は 登録料 300円 加算

- 1 雨天の場合は中止し、代替日に実施します。
- 2 すでに10月以降注射済の方は証明書と60円を持参、会場で済票の交付をうけてください。
- 3 犬が死亡している場合は宛先届を区役所、出張所に出してください。

### 職員募集のお知らせ

月日	午前9時30分-12時	午後1時-3時30分	西代役所
10月14日	大塚公園(旧都立東横) 南大塚2-27	区役所第2出張所	10月20日
15日	区役所第1出張所	区役所第10出張所	21日
16日	馬志公園 南大塚2-21	水川神社 池袋本町3	22日
17日	区役所第5出張所	西池袋公園(東有会館) 西池袋3-20	23日
17日	池袋保健所 10時-12時	池袋保健所 1時-3時	23日
10月14日	区役所第6出張所	高松1丁目児童遊園 高松1-22	10月20日
15日	区役所第8出張所	区役所第9出張所	21日
16日	目白5丁目児童公園 目白5-15-17	区役所第7出張所	22日
17日	長崎保健所 10時-12時	長崎保健所 1時-3時	23日